観世音寺文書の世界(2) ~大宰府兵馬所解案

飼料である秣を準備するための田と兵馬所が所有していた秣田(馬の時の大宰大弐藤原国章は、もともてみましょう。

世音寺の間で、これらの田地で、これらの田地で対する常灯分料田(仏前に常います。この後、兵馬所がその施入を了承したことを記した。この文書は、兵馬所がその施入を了承したことと)しまる田地と寄進すること)しまる田地を寄進すること)しまる田地とのであることが、のために用いておく火のために用いておく火のために用いる出版と、観世音寺安置の諸仏に地)を、観世音寺安置の諸仏に

ます。れ以外にも貴重な情報が含まれてい点を示すものとして重要ですが、そいが起っており、この文書はその起

す。

をめぐってしばしば領有権争

条○坊という表記で街区の位置を示で、南北を条、東西を坊と呼んで、○られる、碁盤の目状の街区割のこと京、平城京、平安京といった都城にみることです。条坊というのは、藤原府における条坊記載の初見史料であるたとでは、この文書が「○条○防ひとつは、この文書が「○条○防

したものです。大宰府における条坊制の存否については、さまざまな議制の存否については、さまざまな議権事場跡地における発掘調査など、操車場跡地における発掘調査など、操のです。大宰府における条坊

政務を考えるうえできわめて有用でいまひとつは、兵馬所に属する官人の構成が知られることです。兵馬所は、大宰府機構のなかに存在した習りのです。大宰府にはこうした部署が最大で25ほど存在したのではないかと思われます。この文書によると、兵馬所には、別当として大宰少監が任は、別当として大宰少監が任は、別当として大宰少監が任は、別当として大宰少監が任は、別当として大宰少監が任めがあったかを知ることがうかがえます。こうした諸司・諸所がどんできるのは、大宰府における実際のできるのは、大宰府における実際の職務を考えるうえできわめて有用でいまひとつは、兵馬所に属する官という。

き出すことが必要とされています。とで、そこからさまざまな情報を引一通の古文書を注意深く読みこむこ日本古代史のなかでは、このように残された史料が少ないといわれる

公文書館 重松 敏彦